

宇部市地域学童保育事業運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	該当資料及び項目等	質問	回答
1	仕様書 6 委託業務の内容 (1)児童の健全な保育に関する業務 ①健康の管理や安全の確保、情緒の安定に関すること	屋外の遊び場については、小学校の運動場などの施設は自由に使用できるか。 また、小学校との間で何らかの契約を締結する必要があるか。	運動場などの施設利用については、学童保育クラブの運営団体と小学校で調整を行っていただき、利用に当たっては、小学校へ使用申請書などの提出が必要となる場合があります。
2	仕様書 6 委託業務の内容 (1)児童の健全な保育に関する業務 ①健康の管理や安全の確保、情緒の安定に関すること	現在、空き教室をクラスとして使用しているが、どの範囲まで利用可能か。	小学校で、学童保育クラブとして使用している教室のみ利用可能で、その他の空き教室は利用できません。図書室などの利用を希望される場合、小学校との調整が必要になります。
3	仕様書 6 委託業務の内容 (1)児童の健全な保育に関する業務 ②生活、遊び等の指導	「基本的な生活習慣、学習習慣および読書習慣の確立に関すること」で、どのような行為を想定しているか。 また、支援員は学習指導ができないと聞いているが、宿題等の支援での明確な基準は設定されているか。	学童保育クラブでは、日常生活に必要な基本的な生活習慣については手洗い・うがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱など、また、学習習慣と学習の基本となる読書習慣については時間を設け自主的に行える環境の整備など、それぞれの習慣を習得できるよう健康や安全にも配慮した成長段階に見合った支援を想定しています。具体的な支援については学童保育クラブの運営団体において検討していただきます。参考として、他地区の運営団体では、保育時間の中で学習や読書の時間割を設けられているところもあります。 宿題等の支援については、学習習慣の定着のため、学習等を行う時間を設け、その中で子どもたちが宿題をする場合に、必要に応じて学習をサポートするものであり、指導を行うものではありません。

宇部市地域学童保育事業運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	該当資料及び項目等	質問	回答
4	仕様書 6 委託業務の内容 (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ③入退所の受付と決定通知	保護者から提出された書類で事業者の責任で審査してもよいか。	入所の審査は、「地域学童保育事業運営の手引」に記載した入所要件により学童保育クラブの運営団体で行っていただきます。審査の過程において疑義がありましたら、保育幼稚園課までお問い合わせください。
5	仕様書 6 委託業務の内容 (2)事業の運営及び施設管理に関する業務 ⑥施設・備品の管理	日常の消耗品や備品の購入について、購入手続きマニュアルはあるか。執行に当たって、少額消耗品を含めて市に伺いを出すのか。備品の場合は委託費用で支払える金額の上限はいくらか。また、委託費で購入可能な費目は何か。	購入手続きマニュアルは作成していません。 少額である消耗品購入の伺いは、原則不要ですが、1件につき10万円以上の備品購入や修繕を行う場合は、事前に保育幼稚園課に伺いをお願いしています。 備品購入金額に上限額は定めていませんが、委託料の運営費の範囲内で購入いただくこととなります。 委託料で購入可能な費目としては、消耗品費や備品購入費などがあります。
6	仕様書 11 委託料の支払い等 別表8 事務費	事務費は事務担当者の人件費として使用可能か。	運営団体が雇用した事務担当者の賃金や社会保険料等の人件費について、事務費から支出することは可能です。
7	その他	運営団体の役員が事業の運営に関わる業務で役務を提供した場合、その対価は委託費により支給できるか。	運営団体の役員として事業の運営に関わる業務を行う場合に、役員報酬を市からの委託料の中から支給することは可能です。 なお、学童保育事業は市からの委託料と児童の利用料から運営していますので、役員報酬の額は学童保育事業の運営に支障のない範囲内であることが必要です。